

和光市地域こども家庭センター・和光市地域子育て支援拠点事業運営業務仕様書（案）

（目的）

第1 本仕様書は、和光市（以下「市」という。）が、和光市地域こども家庭センター（以下「地域こども家庭センター」という。）及び地域子育て支援拠点事業の運営業務を委託するにあたり、当該業務の内容、その他必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2 本仕様書において使用する用語の意義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「法」という。）、母子保健法（昭和40年法律第141号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他関係法令に定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、本仕様書において使用する用語の意義は、「利用者支援事業の実施について」（令和6年3月30日付こ成環第131号こども家庭庁成育局）、「地域子育て支援拠点事業の実施について」（令和6年3月30日付こ成環第113号こども家庭庁成育局長通知）に定めるところによる。

I 和光市地域こども家庭センターに関する事項

（委託業務）

第3 地域こども家庭センター業務の基本的な考え方は、法及び母子保健法、こども家庭センターガイドライン（令和6年3月30日付こ成母第142号、こ支虐第147号こども家庭庁成育局長こども家庭庁支援局長通知、以下「ガイドライン」という）、その他関係法令の趣旨に基づき、以下のとおりとする。

- (1) こども及び子育て家庭にとって身近なワンストップ相談体制を強化し、妊娠期から切れ目ない支援、虐待予防・早期発見・安全確保並びに関係機関の連携を推進する。
- (2) 妊娠・出産・子育てに関するリスクの有無にかかわらず、予防的な視点を中心とし、すべての妊産婦・乳幼児等を対象とするポピュレーションアプローチを基本とするとともに、18歳までのこどもと子育て家庭への支援を行う。
- (3) 特に専門的な支援を必要とする対象者については、総合こども家庭センターや児童相談所等との連携により適切に対応する。
- (4) ある時点では特に支援を必要としない妊産婦や保護者も、不安を抱え、地域から孤立することがある。このため、こども家庭センターは、支援ニーズが顕在化していない者についても十分な関心を継続的に向ける必要がある。
- (5) 要介入支援から中間層又は一般層へ移行した対象者の予後についても、適宜モニタリングを実施していき、必要な支援が漏れないよう留意する。そのようなモ

ニタリングを実施できるような体制の構築に努める。

2 地域こども家庭センターの業務

法第10条、第10条の2及び母子保健法第22条に規定する業務のうち、市が直営で担う部分を除き、以下を委託業務の対象とする。ただし、児童相談所の権限に属する業務及びこれに付随する業務は委託業務の対象外とする。

(1) 地域のすべての妊産婦、こども及び子育て家庭に対する支援業務

ア 状況・実情の把握

母子健康手帳の交付、妊婦健康診査助成券の交換、妊婦支援給付金申請の受付、妊婦後期面談、産前産後ケア事業申請の受付、母子保健ケアマネジャー等による伴走型相談支援の面談等や家庭訪問（「こんにちは赤ちゃん訪問」を含む。）並びに関係機関からの情報収集等を通じて、妊産婦及び乳幼児やこども等の実情を継続的に把握すること。収集した情報は、個別の妊産婦及こどもごとに記録するとともに、支援台帳に類するものを整備し適切に管理すること。

イ 母子保健・児童福祉に係る情報の提供

こどもの成長発達、健康、子育てや地域資源に関する情報を提供するとともに、事業の実施状況及び効果を適宜検証し、その結果を必要に応じて事業の改善に反映させること。

ウ 相談等への対応及び必要な連絡調整

妊産婦、こども及び子育て家庭の個別の疑問や不安に対し、できる限り丁寧に対応し、本人にとって必要な情報提供及び助言を、適切な表現並びにコミュニケーション方法により行うこと。また、必要に応じ、関係機関との連絡調整を行うこと。

エ その他市が委託する母子保健事業

市との協議によりプレパパママ教室、新米ママ学級、赤ちゃん学級、乳児相談等の実施及び運営を行うこと。

(2) 支援が必要な妊産婦やこども・子育て家庭への支援業務

ア 相談、通告の受付等

妊娠・出産・子育てに関する相談及び関係機関等からの通告を受け付け、適切に記録し、緊急性・重要性を勘案した上で、総合こども家庭センター及び関係機関と連携して対応すること。（具体的な受付方法、記録方法、緊急時対応の手順等は、市と協議の上定めるものとする。）

イ 支援対象者（妊産婦・保護者・こども）との関係構築

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえ、妊娠期からの切れ目ない支援を構築するよう努めること。さらに、学童期以降も就学前の支

援との連続性を考慮し、学校をはじめとする様々な支援機関との連携のもと、こども・子育て家庭を支援していくこと。

ウ 合同ケース会議の開催

ここでいう合同ケース会議とは、ガイドラインに示すとおり、母子保健と児童福祉が一体的に支援を必要とする場合の協議の場をいう。統括支援員は、必要時、合同ケース会議を実施するものとする。

エ サポートプラン（以下「プラン」という）の作成、評価及び更新等

プラン作成の目的は、支援対象者の課題と解決のため当事者ニーズに沿った支援方針を作成する過程で、支援対象者自身が、自らの課題と得られる支援内容を理解し円滑に支援を受け、状況の変化に応じた支援内容の見直しを行うためのものである。また、支援対象者に関わる関係者が支援内容等を共有し、効果的な支援を実施するものである。

作成にあたっては、支援対象者と十分な信頼関係を構築しリスクに着目するだけでなく、支援対象者の声を丁寧に聞き取る過程で強みやニーズを把握しこどもの最善の利益の実現という同じ目標に向かう協働関係を形成するよう努める。ニーズアセスメントは、支援を受けることに消極的・拒否的な感情を抱く者のニーズ、本人が自覚しつつも表明されないニーズ、本人の自覚はないが客観的に解決が必要と考えられるニーズ等を、支援対象者と支援者が一緒に表面化させていく。

支援対象者の心身の状況等の変化や、こどもが学齢期に入るなどの環境等の変化により母子保健と児童福祉が連携・または一体的に支援を行う必要がある場合は、両機能で連携し適切にプランの更新を行うとともに、引き継ぎを丁寧に行うこと。

妊娠婦や乳幼児等の課題や支援ニーズに的確に対応するため、委託事業者は、市と協議の上、必要に応じてプランを作成すること。また当該プランの支援対象者との手交に努めること。

プランの評価は、支援対象者やその家庭ごとに設定したモニタリングの期間ごとに評価・プランの見直しをするとともに、支援対象者やその家庭の状況の変化に応じて随時プランの見直しを行うものとする。

オ プランの対象者

プランの作成対象者は、母子保健法の規定による「母性並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者」や法の規定による「児童及び妊娠婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とする」と認められる要支援児童等その他の者」である。

また、特定妊婦・要支援児童・要保護児童に該当しない場合であっても、行

政からの支援・プランの作成を希望する者や、要保護状態・要支援状態に陥る兆候が見られ予防的観点から早期の支援開始が児童の福祉に資すると考えられる者も含まれる。

(3) 地域における体制づくり

ア 地域全体のニーズ及び既存の地域資源の把握

住民に身近な存在である、地域こども家庭センターが中心となり、民間団体等と連携しながら多様な家庭環境に対する支援の充実や強化を図っていくため、担当地域のニーズを把握する。

ここで言う地域資源とは、社会福祉法人、NPO 法人、民間企業、妊産婦・こども子育て家庭への支援を担う市民団体・各種事業所、民生委員・児童委員、障害児支援を担う事業所等による多様な支援機関や団体等を指し、法や母子保健法に定める事業（家庭支援事業等）のみならず、こども食堂などのこどもの居場所や、地域の見守りボランティア等なども指す。

イ 新たな担い手の発掘・養成及び地域資源の開拓

ニーズに及び不足している資源については、市等と協議しながら、新たな担い手発掘及び養成や地域資源の開拓の視点をもつこと。

ウ 関係機関間の連携強化

地域資源と連携する体制を具体的に構築すること。また障害児（診断は受けていないものの発達特性を踏まえた支援が必要なこどもを含む）やその家庭への支援の検討にあたっては、児童発達支援センター、障害児相談支援事業所及び市福祉部局とも連携し、積極的な支援を行うとともに、市と協議し必要な支援策を講じることに努めるものとする。

(4) 地域子育て支援拠点事業との一体的運営

地域こども家庭センターは、一体的に運営する地域子育て支援拠点事業と密接に連携すること。

(5) その他事項

ア 関係機関等から相談があった場合、必要に応じて総合こども家庭センターへ報告、連絡すること。

イ 相談内容等について、総合こども家庭センターからの問合せに応じること。

ウ 各報告に必要な様式等については、総合こども家庭センターと協議の上決定すること。

(担当地区)

第4 委託事業者は下記の圏域のいずれかを担当する。各圏域の区域は次のとおりとする。

圏域	圏域対象住所
北エリア	下新倉 2 ～ 6 丁目 白子 3 丁目及び 4 丁目、新倉 3 ～ 8 丁目
中央エリア	本町、中央、丸山台、西大和団地 下新倉 1 丁目、新倉 1 丁目及び 2 丁目
南エリア	南、諏訪原団地、諏訪、 白子 1 丁目及び 2 丁目、広沢

(開所日等)

第 5 地域こども家庭センターの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- 1 開所日は、次に掲げる日を除く日とする。
 - (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - (2) 年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日）
- 2 地域こども家庭センターにおける利用者支援の対応時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分とする。ただし、緊急対応を要する場合は、開所時間外においても、対象者及び関係機関の安全確保に配慮しつつ、関係機関への連絡・引継ぎを行うものとする。

(職員の配置等・最低要件)

第 6 受託者は、開所時間中、次のとおり専任の職員を配置しなければならない。また、委託業務の実施状況に応じて、臨時又は非常勤職員を配置することができる。なお、委託業務に従事する職員は、委託事業者が運営する他の施設又は事業等の職員と兼務させてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を受けたときは、この限りではない。

- 1 センター長

母子保健及び児童福祉双方の機能について、地域こども家庭センターのマネジメントができる責任者として、センター長を配置すること。

 - (1) センター長は、週 5 日 35 時間以上かつ 1 名配置すること。
 - (2) センター長は、地域こども家庭センターの創設主旨等を十分に理解し、妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、母子保健機能及び児童福祉機能の一元的な管理を行うための適切な指揮命令を行うこと。
- 2 統括支援員

母子保健機能及び児童福祉機能の双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することができる者として、統括支援員を配置すること。

 - (1) 統括支援員は、週 5 日 35 時間以上かつ 1 名配置すること。なお、実情に応

じてセンター長が統括支援員を兼務することができるものとする。

- (2) 統括支援員の要件は、次のいずれかに該当する者であり、かつ一体的支援に係る基礎的な事項に関する研修（以下、「基礎研修」という。）を受講した者とする。

ア 保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健又は児童福祉に係る資格（ガイドライン参考資料２（１）を参照）を有し、一定の母子保健又は児童福祉分野の実務経験を有する者

イ 母子保健機能又は児童福祉機能における相談支援業務の経験を有し、両機能の役割について十分な理解を有する者

- (3) その他、

基礎研修は、当面、国の「虐待・思春期問題情報研修センター事業」の中で、オンデマンド研修として実施される。当該研修の受講は、原則、統括支援員として着任後３か月程度内に受講する。また、当該研修に加え、埼玉県（以下「県」という。）において実情に応じて開催される統括支援員の資質向上のための実務研修を受講することが望ましい。

- 3 母子保健ケアマネジャー（母子保健機能１）

医療、母子保健等に関する専門的な知識及び経験を有する保健師、助産師若しくは看護師又は保健師等と同等以上の知識経験を有すると市長が認める者とし、子育て家庭への面接、アセスメント及びプランの作成ができる者とする。母子保健ケアマネジャーは、週５日３５時間以上かつ１名配置すること。

- 4 子育て支援ケアマネジャー（母子保健機能２）

こども福祉、社会福祉等に関する専門的な知識及び経験を有し、市長が行う研修（市長が指定する県その他の機関が行う研修を含む。）を修了した社会福祉士、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者で、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所、地域子ども・子育て支援事業を行う事業所等における１年以上の実務経験を有し、かつ子育て家庭への面接、アセスメント及びプランの作成ができる者とする。子育て支援ケアマネジャーは、週５日３５時間以上かつ１名配置すること。

- 5 前二項に規定する母子保健機能にかかる職員を２名以上採用する場合は、当該職員の勤務時間の合計を週１０５時間以内とすること。

- 6 委託事業者は、職員の安定的かつ継続的な雇用に努めるものとし、原則として年度内の職員の異動は行わないものとする。ただし、施設の実態に応じ、市と協議の上決定した場合は、この限りではない。

Ⅱ 和光市地域子育て支援拠点事業に関する事項

(事業の趣旨)

第7 本事業は、地域における子育て家庭等が、日常的に気軽に集い、交流及び相互援助を行うことができる場を提供するとともに、子育てに関する相談及び情報提供等を行うことにより地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、未就学児の健やかな育ちを支援するものとする。

(事業の基本機能)

第8 委託事業者は、次の機能を備えた地域子育て支援拠点事業を運営するものとする。

1 子育て親子の交流の場の提供と交流促進

- (1) 概ね0歳から就学前までの子育て家庭の親とそのこども（以下「子育て親子」という。）が、自由に来所し、安心して交流できる場を提供すること。
- (2) 年齢別又はテーマ別の交流事業（例：0歳児クラス、双子・多胎児家庭のつどい等）を企画・実施し、子育て親子の相互交流及び情報交換を促進すること。

2 子育て等に関する相談、援助の実施

- (1) 子育てに関する相談に応じること。
- (2) 相談内容に応じて、総合こども家庭センター・他地区の地域こども家庭センター、地域子育て相談機関、保育所・認定こども園・児童館等児童福祉施設、医療機関、幼稚園・学校等との連携を図ること。
- (3) 児童虐待が疑われる場合その他要支援児童等を把握した場合は、法第10条の3及び児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づき、速やかに総合こども家庭センターに報告し、行政等の関係機関との連携を図り共通認識のもと適切な対応を図ること。

3 地域子育て関連情報の提供

- (1) 子育て支援サービス、保育所等・幼稚園・認定こども園、医療・保健サービス、地域の子育てサークル・ボランティア等、地域の子育て資源に関する情報を収集し、分かりやすく提供すること。
- (2) 市及び関係機関が実施する子育て支援事業、各種講座、相談事業等の周知を行うこと。
- (3) 市が作成する子育て関連パンフレット、ホームページ等との整合を図ること。

4 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

子育て及び子育て支援に関する講習等を月1回以上実施すること。

5 地域支援

第3の2(3)地域における体制づくりの取組の他、地域支援の取組として、以下に掲げる取組のいずれかを実施すること。

- (1) 高齢者・地域の学生等地域の多様な世代と連携を継続的に実施する取組
- (2) 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組
- (3) 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協議による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組

(対象者)

第9 本事業の対象者は、概ね0歳から就学前までの子育て親子、妊産婦並びにその他市長が必要と認める者とする。

(開設場所)

第10 委託事業者は、市が指定する又は市と協議の上定める和光市内の場所において本事業を実施する。

- 2 施設又は、乳幼児及びその保護者が安全かつ快適に利用できる構造及び設備を有し、バリアフリーに配慮したものであること。
- 3 施設又場所は、消防法その他関係法令に適合した防火・避難設備を有するとともに、避難経路等が明示されていること。
- 4 施設の用途及び使用に係る関係法令（建築基準法等）上の手続については、受託者の責任において適正に行うものとする。
- 5 施設は、事業を行う場所の面積を50平方メートル以上とする。
- 6 施設は、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備及び備品を備えるものとする。

(開所日等)

第11 地域子育て支援拠点事業の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- 1 開所日は、次に掲げる日を除く日とする。
 - (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）
- 2 地域子育て支援拠点事業の運営時間は、午前9時から12時、午後1時から午後4時までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開所時間以外の時間又は休業日に事業を行うことができる。
- 4 開所日又は開所時間を変更し、又は臨時に休館する場合は、あらかじめ市と協議の上決定し、利用者に対して十分な周知を行うこと。

(人員配置)

第12 委託事業者は、本事業を適切に実施するため、本事業を開所している時間中は、本事業に従事する専任の職員を2名以上配置しなければならない。

2 前項の職員は、子育て支援に関し意欲があり、かつ、子育てに関する知識と経験を有する者でなければならない。

(具体的業務内容)

第13 委託事業者は、第3に定める基本機能を踏まえ、次に掲げる業務を行う。

1 自由来所

- (1) 利用者の自由来所を受け入れ、子育て親子の様子を見守りながら、安全・安心な交流の場を提供すること。
- (2) 親子遊び、わらべうた、読み聞かせ、季節の行事、工作等のプログラムを企画・実施し、親子の関わりを促進すること。
- (3) 利用に当たってのルール（飲食、撮影、体調不良時の利用制限等）を定め、利用者に周知すること。
- (4) 初妊婦、父親、多胎児家庭、ひとり親家庭、外国人家庭等、多様な子育て家庭の実情に応じた講座・交流会を実施するよう努めること。

2 相談対応

- (1) 日常的な子育て相談に対応し、必要に応じて継続的なフォローを行うこと。
- (2) 医療、保健、福祉、教育等の専門的支援が必要と判断される場合は、適切な機関を紹介し、地域こども家庭センターにつなぐこと。
- (3) 委託事業者の職員は、虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合には、速やかに児童相談所または総合こども家庭センターに通告し、当該こどもの状況の把握及び保護を図るための適切な措置を講じるため、必要な協力をしなければならない。

3 情報提供・広報

- (1) 市の広報紙、ホームページ、SNS等と連携し、本事業の内容・利用方法等に関する情報発信を行うこと。
- (2) 利用案内チラシ及び年間行事予定等を作成し、関係機関に配布すること。
- (3) 利用者アンケート等によりニーズ把握を行い、その結果を事業運営に反映させるよう努めること。

4 その他

市が開催する事例検討会、連絡会議等に参加するとともに、必要に応じて受託者自らも会議・打合せ等を企画すること。

Ⅲ 地域こども家庭センター・地域子育て支援拠点事業共通事項

(規則)

第14 委託事業者は、委託業務に係る就業規則（給与規程その他これに類する規程を含む。）を整備し、当該規則に基づき職員の勤務条件及び服務管理を適切に行わなければならない。

(職員研修)

第15 委託事業者は、職員の資質向上及び支援内容の充実を図るため、年1回以上の研修を計画的に実施し、その実施状況を記録・保管すること。

2 研修内容には、児童虐待防止、発達支援、配慮が必要な家庭への支援、多文化共生、個人情報保護等、本事業の特性に応じたテーマを含めるよう努めること。

3 市又は関係機関が実施する研修について、市が必要と認めた場合には、委託事業者は職員を参加させるよう努めなければならない。研修に際し発生した費用は委託事業者が負担するものとする。

(防災計画等)

第16 委託事業者は、防災計画を作成し、防火管理者その他必要な防災上の体制を整備しなければならない。

2 委託事業者は、防災計画に基づき、安全確保を目的として、避難訓練（年1回以上）、耐震性の確保、避難経路の確保及び非常用物資の備蓄等を実施するものとする。

3 委託事業者は、情報保全を目的として、停電又は通信障害時における記録の保全、データのバックアップ及びオフライン様式の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査等への協力)

第17 委託事業者は、国、県及び市が実施する調査、統計、監査、評価及び研究協力の要請等に対し協力するものとする。

2 前項に基づき事例提供等を行う場合には、個人情報の保護に十分配慮し、原則として本人等の同意又は法令上の根拠に基づき実施するものとする。

(安全管理)

第18 委託事業者は、利用子育て親子の安全確保のため、安全管理マニュアル及び緊

急時対応マニュアルを作成し、常時施設内に備え付けるとともに、全職員に周知徹底すること。

- 2 事故、けが、体調不良、ヒヤリハット等の事案が発生した場合は、速やかに応急処置及び必要な対応（救急要請、保護者への連絡等）を行い、その内容を記録するとともに、市が定める様式等により速やかに市へ報告すること。
- 3 施設・遊具・備品等については、定期的に点検を実施し、その結果及び修繕状況を記録・保管すること。
- 4 感染症発生時の対応については、関係法令、国・県・市のガイドライン等を踏まえ、市と協議の上、適切な感染予防対策及び利用制限等を行うこと。

（個人情報の取扱い及び秘密保持）

- 第19 委託事業者は、本事業の実施に当たり知り得た児童及び保護者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他関係法令を遵守し、適正に取り扱わなければならない。
- 2 委託事業者は、本事業に従事する全ての職員及びボランティア等に対し、個人情報保護及び秘密保持に関する誓約書を提出させる等、必要な措置を講ずること。
 - 3 本事業の終了又は契約の終了・解除後における個人情報の保管・廃棄等については、市の指示に従うものとする。
 - 4 法第21条の10の2第5項の規定に基づき、本事業の委託事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（関係書類の整備）

- 第20 委託事業者は、委託業務に関連する書類、日誌その他関係書類を整備し、内容が正確かつ最新の状態となるよう適切に管理しなければならない。
- 2 委託事業者は、前項に規定する書類等を、当該委託業務終了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、法令等において別段の定めがある場合は、この限りでない。

（提出書類）

- 第21 委託事業者は、次に掲げる項目を記載した書面を、契約締結後速やかに市に提出するものとし、その内容に変更が生じた場合は、速やかに市に報告するものとする。
- (1) 地域こども家庭センター・地域子育て支援拠点事業運営方針
 - (2) 地域こども家庭センター・地域子育て支援拠点事業運営計画
 - (3) 職員の構成（役職、配置、勤務形態等を含む。）

2 受託者は、市に対し、次に掲げる事項について、書面により毎月報告するものとする。

(1) 利用者支援事業月報及び地域子育て支援事業月報（入電件数、相談件数、継続支援数、家庭訪問実施数・プラン作成数、独自事業実施業況等。月報の記載事項等は市が別に定めるところによる。）

(2) 母子健康手帳交付台帳

(3) 産前産後サポート事業利用者名簿

(4) 相談者の状況（子ども・子育て支援総合相談支援システムによる報告）

3 委託事業者は次に掲げる事由が発生したときは、その都度、市に速やかに報告するものとする。

(1) 相談者又は近隣住民から苦情があった場合又は重大事案が発生した場合

(2) 概況票及びプランを新たに作成し、又は重要な変更を行った場合

（物品等の購入・管理）

第22 委託事業者は、委託業務の実施に必要な物品等があるときは、適切な仕様、数量及び価格を検討の上、購入するものとし、次の各号に留意するものとする。

(1) 購入する物品等においては、原材料に内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）を含有するなど、人体に有害な影響を及ぼすおそれのある製品を購入しないこと。

(2) 購入した物品等は使用目的に応じて分類するとともに、購入金額10万円を超える物品等については、品名、数量、購入年月日、購入金額（消費税を含む。）、購入先その他必要な事項を記載した台帳を整備し、市の検査を受けなければならないこと。

(3) 前号の台帳に基づき、耐久性のある物品等の所有権その所有権は、原則として市に帰属するものとする。所有権の詳細な取り扱いについては、別途契約書において定める。

（施設の改変等の禁止）

第23 委託事業者は、地域こども家庭センターの施設等について、次に掲げる行為を行ってはならないものとする。ただし、あらかじめ市の承諾を受けたときは、この限りではない。

(1) 施設の構造又は造作物を改変し、又は除去すること。

(2) 本業務の目的以外の用途に使用すること。

（施設の不備の報告）

第24 委託事業者は、地域こども家庭センター等の施設及びその付帯施設に不備又は不具合がある場合は、速やかにその内容を市に報告するものとする。

2 委託事業者は、災害その他の事故により施設等が滅失し、又は損傷した場合は、直ちに市に対し、次に掲げる事項を記載した報告書を提出するものとする。

(1) 施設等の箇所

(2) 事故の日時及び原因

(3) 被害の状況

(4) 保全又は復旧のためにとった応急措置の内容

3 市は、委託事業者からの報告その他の事由により施設等の滅失又は損傷の事実を知ったときは、関係機関と協議の上、速やかにその対応策を講じ、委託事業者に連絡するものとする。

(指導監督)

第25 市は、本事業の適正な実施を確保するため、委託事業者に対し、必要な指導、助言、報告徴収及び実地確認（現地調査、モニタリング等）を行うことができる。

2 受託者は、市が行う指導・助言に対し、誠実に対応し、必要な改善措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第26 利用等に事故又は急病等が発生した場合は、委託事業者は、状況に応じた応急処置を行うとともに、必要に応じて救急搬送、市への連絡その他必要な措置を講じなければならない。

2 死亡事故、後遺障害が残るおそれのある事故その他市が重大と認める事故が発生した場合は、委託事業者は、速やかに市へ口頭又はメール等により報告するとともに、所定の事故報告書を提出しなければならない。

(災害時の対応)

第27 地震、風水害、火災その他の災害発生時又はそのおそれがある場合における避難誘導、安否確認、連絡体制等については、あらかじめマニュアルを整備し、年1回以上の避難訓練を実施すること。

2 災害時における本事業の休止、臨時閉所等については、市と連携し、市の指示に従うものとする。

(保険加入)

第28 委託事業者は、利用等の事故等に備え、必要な損害賠償責任保険（施設賠償責

任保険、受託者賠償責任保険等）に加入するものとする。

- 2 保険の種類、補償内容、保険金額等については、市と協議の上決定し、その保険証券等の写しを市に提出すること。

（損害賠償）

- 第29 委託事業者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合、受託者は、その損害を賠償しなければならない。

（委託期間）

- 第30 本事業の委託期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までの長期継続契約とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市及び委託事業者が合意した場合には、契約書に定めるところにより、契約を更新することができる。

（委託料）

- 第31 市は、本仕様書に基づき委託事業者が実施する事業に対し、予算の範囲内で委託料を支払うものとする。

- 2 委託料の額、積算内訳、支払方法等は、別途締結する契約書において定める。
- 3 委託事業者は、委託料を本事業の目的以外に使用してはならない。

（契約の解除）

- 第32 市は、委託事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 本仕様書又は契約書の条項に違反したとき。
 - (2) 事業の遂行が著しく不相当であると認められるとき。
 - (3) 委託事業者が破産、解散その他これに準ずる事由により、事業の継続が困難となったとき。
 - (4) その他市が本事業の継続が困難であると認める相当の事由があるとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、市に損害が生じたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第33 委託事業者は、市の承諾なく、本事業に係る契約上の地位及び権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（関係法令等の遵守）

第34 委託事業者は、本事業の実施に当たり、法、母子保健法、子ども・子育て支援法、個人情報保護関係法令、障害者差別解消法その他の関係法令及び市の条例、規則、要綱並びに市が行う指示を遵守しなければならない。

(その他)

第35 この仕様書に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市と委託事業者が協議の上、契約書において定めるものとする。